

平成28年(行ウ)第49号, 同第134号, 同第157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東 ほか110名


被告 国(処分行政庁 原子力規制委員会)

第8準備書面
(司法審査の在り方について)


平成29年8月30日


名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中


被告訴訟代理人


弁護士 竹野下 喜彦 


被告指定代理人


部付 菊谷 昌子 

部付 藤根 桃世 

訟務管理官 大平 浩志 

上席訟務官 丸山 耕一 

訟務官 矢澤 圭一 

法務事務官 竹内 弘樹 

環境事務官	高橋正史	
環境事務官	小川哲兵	
環境事務官	大城朝久	
環境事務官	矢野諭	
環境事務官	仲村淳一	
環境技官	海田孝明	
環境技官	大野佳史	
環境事務官	井藤志暢	
環境技官	種田浩司	
環境事務官	豊島広史	
環境技官	谷川泰淳	
環境事務官	羽田野誉	
環境技官	市村知也	
環境技官	西崎崇徳	
環境技官	片野孝幸	
環境技官	小林勝	
環境技官	岩田順一	

環境技官	鈴木健之	
環境技官	三井勝仁	
環境技官	佐藤秀幸	
環境技官	永井悟	
環境技官	佐藤雄一	
環境技官	藤原弘成	

目 次

第1	本訴訟における司法審査の在り方	6
1	はじめに	6
2	本件各処分取消訴訟における審理の対象	8
(1)	原子炉設置変更許可処分の取消訴訟においては、当該原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項のみが審理の対象となること	8
(2)	工事計画認可処分の取消訴訟においては、当該原子炉施設の詳細設計に関わる事項のみが審理の対象となること	9
(3)	高経年化対策制度に係る保安規定変更認可処分の取消訴訟においては、高経年化技術評価及び長期保守管理方針の妥当性に関わる事項のみが、運転期間延長認可処分の取消訴訟においては、特別点検の結果、劣化状況評価及び保守管理に関する方針の妥当性に関わる事項のみが、それぞれ審理の対象となること	9
3	本件各処分の適否の判断は、原子力規制委員会の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであること	11
(1)	本件各処分において、原子力規制委員会に専門技術的裁量が認められていること	11
(2)	専門技術的裁量の具体的内容	14
4	伊方最高裁判決のいう「被告行政庁の判断に不合理な点がある」と認められるための具体的要件	16
(1)	「被告行政庁の判断に不合理な点がある」と認められるための具体的要件に関する伊方最高裁判決の判示内容	16
(2)	「調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点がある」とについて	17
(3)	「調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がある」とについて	

て	18
(4) 「現在の科学技術水準に照らし」の意味について	19
ア 具体的審査基準の不合理性の有無並びに原子力規制委員会のした審査及び判断の過程の看過し難い過誤，欠落の有無について，現在の科学技術水準に照らして判断する理由	19
イ 科学的経験則の内容とその認定の在り方	20

被告は、本準備書面において、本訴訟における司法審査の在り方、すなわち、本件各処分
の取消訴訟における審理の対象、審理・判断の方法及び原子力規制委員会の判断が不
合理とされる具体的な場合について述べる。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほか、従前の例による（参考として末尾
に略語表を添付する。）。

第1 本訴訟における司法審査の在り方

1 はじめに

- (1) 原子炉設置変更許可処分を含む本件各処分の取消訴訟が認容されるためには、当
該処分が違法であると認められることが必要であり、当該処分の違法性が認められ
ない場合には、その取消請求が棄却されることになる。

そして、原子炉設置変更許可処分（原子炉等規制法43条の3の8第1項）につ
いては、同条2項が同法43条の3の6を準用していることから、原子力規制委員
会は、原子炉設置変更許可申請に対しても、原子炉設置許可申請の場合と同様に、
同条1項各号の定める基準に適合していると認めるときに限り、同変更を許可する
こととなる。そのため、原子炉設置変更許可処分の違法の有無の判断は、原子炉設
置許可処分の違法の有無の判断と差異はなく、原子炉設置許可処分の取消訴訟にお
ける審理・判断の方法等について判示した最高裁判所平成4年10月29日第一小
法廷判決（民集46巻7号1174ページ。以下「伊方最高裁判決」という。）が
参照されるべきである。

また、本件各処分のうち、本件工事計画認可処分、本件保安規定変更認可処分（高
経年化対策制度に係る保安規定変更認可処分）及び本件運転期間延長認可処分の違
法の有無の判断については、その審理対象の点を除き、伊方最高裁判決が参照され
るべきである。

- (2) 伊方最高裁判決によると、原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、
判断は、原子力委員会又は原子炉安全専門審査会（当時）の専門技術的な調査審議

及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、上記の調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が具体的審査基準に適合するとした原子力委員会又は原子炉安全専門審査会（当時）の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁のかかる判断に不合理な点があるものとして、かかる判断に基づく原子炉設置許可処分は違法になるものと解されている（伊方最高裁判決・判決要旨1）。

この点、伊方最高裁判決に係る設置許可処分当時の原子炉等規制法は、同法23条1項において発電用原子炉の設置許可について、同法24条1項各号において許可の基準を定めていたところ、同項3号は、発電用原子炉を設置、運転するために必要な技術的能力に係る要件を、同項4号は、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が災害の防止上支障がないものであることという要件を定めていた。その後、設置法附則17条による原子炉等規制法の一部改正により、発電用原子炉の設置許可処分及び変更許可処分の許可要件は、原子炉等規制法43条の3の6（同法43条の3の8第2項において準用される場合を含む。）に定められることとなった。同条の詳細な内容は、被告第5準備書面第4の3・(1)及び(2)（36ないし39ページ）で述べたとおりであり、同条1項3号に、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に関する規定が追加される等の変更があるものの、伊方最高裁判決に係る設置許可処分当時の原子炉等規制法から当該条文の構成自体に変化はなく、同項2号（技術的能力に係る部分に限る。）及び3号が、発電用原子炉を設置、運転するために必要な技術的能力を、同項4号が発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が災害の防止上支障がないものであることを設置許可の要件としている点において、改正前と基本的に変わるところはない。

そうすると、伊方最高裁判決の判示は、上記改正後も、引き続き妥当するものというべきである。

(3) 以下では、①本件各処分の取消訴訟における審理の対象（後記2）、②本件各処分の取消訴訟における審理・判断の方法（後記3）、③原子力規制委員会の判断が不合理とされる具体的な場合（後記4）について述べる。

2 本件各処分の取消訴訟における審理の対象

(1) 原子炉設置変更許可処分の取消訴訟においては、当該原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項のみが審理の対象となること

被告第2準備書面第3の1（5ないし7ページ）で述べたとおり、発電用原子炉施設に関する原子炉等規制法による安全規制は、発電用原子炉施設の設計から運転に至るまでの過程を段階的に区分し、それぞれの段階に応じて規制を設けている（段階的安全規制。その詳細は、別紙「段階的安全規制」のとおりである。）。そして、発電用原子炉の設置（変更）許可に係る安全審査は、前述した段階的安全規制の冒頭に位置づけられ、基本設計ないし基本的設計方針の妥当性を審査、判断するものであり、これに続く発電用原子炉施設の細部にわたる設計（詳細設計）や発電用原子炉施設の建設・工事の前提となる基本的事項を確定する機能を有するものである。

このような原子炉等規制法の構造に照らすと、発電用原子炉の設置（変更）許可の段階の安全審査においては、専ら当該原子炉の基本設計の安全性のみが規制の対象となるのであって、後続の設計及び工事方法の認可の段階で規制の対象とされる当該原子炉の具体的な詳細設計及び工事の方法は規制の対象とはならないというべきである。そうすると、原子炉設置（変更）許可処分の取消訴訟において審理、判断の対象となる事項は、基本設計ないし基本的設計方針に係る事項に限られることとなる。

この点については、伊方最高裁判決も、原子炉等規制法の構造に照らすと、原子炉設置の許可の段階の安全審査においては、当該原子炉施設の安全性に関わる事項の全てをその対象とするものではなく、その基本設計の安全性に関わる事項のみをその対象とするものと解するのが相当であると判示している（伊方最高裁判決・判

決要旨3)。そして、高速増殖炉もんじゅの設置許可処分無効確認訴訟の差戻後上告審である最高裁判所平成17年5月30日第一小法廷判決（民集59巻4号671ページ。以下「もんじゅ最高裁平成17年判決」という。）は、どのような事項が原子炉設置許可の段階における安全審査の対象となるべき当該原子炉施設の基本設計の安全性に関わる事項に該当するののかについて、当時の原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号所定の基準の適合性に関する判断を構成するものとして、原子力安全委員会（当時）の科学的、専門技術的知見に基づく意見を十分に尊重して行う主務大臣（当時）の合理的な判断に委ねられている旨判示しているところである（もんじゅ最高裁平成17年判決・判決要旨1）。

(2) 工事計画認可処分の取消訴訟においては、当該原子炉施設の詳細設計に関わる事項のみが審理の対象となること

前記(1)で述べたとおり、原子炉等規制法は、段階的安全規制の体系を採用している。そして、工事計画認可処分の段階の安全審査においては、被告第2準備書面第3の1(3)（7ページ）で述べたとおり、当該発電用原子炉施設の具体的な設計や工事方法といった詳細設計の妥当性を審査するものであって、当該発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項についてまで審査するものではない。

このような原子炉等規制法の構造及び工事計画認可処分における審査内容に照らすと、工事計画認可処分の取消訴訟において審理、判断の対象となる事項は、詳細設計に関わる事項に限られるというべきである。

(3) 高経年化対策制度に係る保安規定変更認可処分の取消訴訟においては、高経年化技術評価及び長期保守管理方針の妥当性に関わる事項のみが、運転期間延長認可処分の取消訴訟においては、特別点検の結果、劣化状況評価及び保守管理に関する方針の妥当性に関わる事項のみが、それぞれ審理の対象となること

高経年化対策制度及び運転期間延長認可制度は、被告第2準備書面第3

の2（7ないし9ページ）で述べたとおり、前記(1)及び(2)の規制に加えて運転開始後の規制として設けられた制度であり（なお、高経年化対策制度及び運転期間延長認可制度の段階的安全規制における位置づけは、別紙「段階的安全規制」のとおりである。）、上記各制度における審査内容は、次のとおりである。

すなわち、高経年化対策に係る保安規定変更認可処分の審査においては、高経年化技術評価の技術的妥当性や長期保守管理方針が同結果を踏まえて策定されているかを確認することで、保安規定変更認可申請が原子炉等規制法43条の3の24第2項に規定する「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」と認めるときに該当するかどうかを審査するものである。

また、運転期間延長認可処分の審査においては、申請に至るまでの間の運転に伴い生じた発電用原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検（以下「特別点検」という。）が適切に実施され、それを踏まえ、延長しようとする期間における運転に伴い生ずる発電用原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価（以下「劣化状況評価」という。）及び延長しようとする期間における発電用原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針（以下「保守管理に関する方針」という。）の策定が適切に実施されていること等を確認することで、実用炉則114条の規定する認可の基準である「延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で技術基準規則に定める基準」への適合性を審査するものである。

このような原子炉等規制法の構造及び上記各認可処分における審査内容に照らすと、高経年化対策に係る保安規定変更認可処分に係る取消訴訟においては、高経年化技術評価及び長期保守管理方針の妥当性に関わる事項のみが、運転期間延長認可処分に係る取消訴訟においては、特別点検の結

果、劣化状況評価及び保守管理に関する方針の妥当性に関わる事項のみが、それぞれ、審理、判断の対象となるものというべきである。

なお、本件保安規定変更認可処分は、発電用原子炉の運転開始前に規制の対象となる一般の保安規定（変更）認可処分とは異なり、運転開始後、長期間が経過して初めて規制対象となる高経年化対策制度の中に位置づけられる保安規定変更認可処分である（この点を図示すると、別紙「段階的安全規制」のとおりである。）。

3 本件各処分の適否の判断は、原子力規制委員会の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであること

(1) 本件各処分において、原子力規制委員会に専門技術的裁量が認められていること

ア 現代科学の粋を集めた発電用原子炉の設置変更許可処分、工事計画認可処分、高経年化対策制度に係る保安規定変更認可処分及び運転期間延長認可処分が、いずれも専門技術的判断を要するものであることは明らかである。そして、専門的・技術的判断を伴う処分については、それに対する適否の判断が裁判所の法的審査能力を超える場合があり、裁量処分に関する不服が法の与えた裁量の範囲内の当・不当の問題にとどまる限りは、処分行政庁（原子力規制委員会）の判断に委ね、処分が裁量権を与えられた趣旨に反し、その範囲を超える場合には司法的コントロールを及ぼすことが相当と考えられる（川神裕「裁量処分と司法審査（判例を中心として）」判例時報1932号11ページ）。

そして、裁量の内容及び範囲は、飽くまで各処分ごとに処分の根拠となる実体行政法規の解釈により判断されるものであるから、当該処分につき専門技術的裁量を肯定し得るか否かは、当該処分の根拠法規の解釈問題にほかならず、この行政実体法規が、高度の専門技術的知見に基づく判断を必要とする当該処分の性質に鑑み、当該処分につき処分行政庁の専門技術的裁量を認めていると解し得るかどうかという見地から検討されるべきである。

イ そこで、まず、発電用原子炉の設置変更許可に関する原子炉等規制法の規定を

見ると、被告第2準備書面第3の1(2)(6及び7ページ)などで述べたとおり、発電用原子炉設置者は、原子炉等規制法43条の3の5第2項2号から5号まで又は8号から10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、原子力規制委員会の許可を受けなければならないとされており(同法43条の3の8第1項)、原子力規制委員会は、原子炉設置変更許可の申請が、同法43条の3の8第2項で準用される同法43条の3の6第1項各号に適合していると認めるときでなければ許可してはならないとされている(同法43条の3の8第2項)。

許可基準に関する原子炉等規制法43条の3の6第1項2号(技術的能力に係る部分に限る。)、3号及び4号の規定の趣旨は、発電用原子炉を設置(変更)しようとする者が発電用原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠き、又は発電用原子炉施設の安全性が確保されないときには、当該原子炉施設の従業員や周辺住民の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることに鑑み、かかる災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置(変更)許可の段階で、発電用原子炉を設置(変更)しようとする者の技術的能力並びに申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにある。

このような技術的能力を含めた発電用原子炉施設の安全性に関する審査は、当該原子炉施設そのものの工学的安全性、平常運転時における従業員、周辺住民及び周辺環境への放射線の影響、事故時における周辺地域への影響等を、原子炉設置(変更)予定地の地形、地質、気象等の自然的条件、社会的条件及び当該原子炉設置(変更)者の技術的能力との関連において、多角的、総合的見地から検討するものであり、しかも、かかる審査の対象には、将来の予測に係る事項も含まれているのであって、審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされることは明らかである。そして、原子炉等規制法が、同法43条の3の6第1項2

号（技術的能力に係る部分に限る。）、3号及び4号に規定する基準の適用に関して原子力規制委員会に一元的に委ねているのは、上記のような発電用原子炉施設の安全性に関する審査の特質を考慮し、同条1項2号（技術的能力に係る部分に限る。）、3号及び4号所定の基準の適合性については、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する委員長及び委員が、専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使するとされている（設置法1条、7条）原子力規制委員会の科学的、専門技術的知見に基づく合理的な判断に委ねる趣旨と解される。

ウ 上記イで述べたことは、工事計画認可処分、高経年化対策制度に係る保安規定変更認可処分及び運転期間延長認可処分の審査においても、等しく妥当する。

すなわち、上記各処分の審査においても、原子炉（設置）変更許可処分の審査同様、原子炉工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされることは明らかである。そして、原子炉等規制法が、同法43条の3の9第3項各号、43条の3の24第2項、43条の3の32第5項に規定する各認可の基準の適用に関して原子力規制委員会に一元的に委ねているのは、上記のような審査の特質を考慮し、これらの基準への適合性については、原子力利用における安全の確保に関して専門的知見及び経験並びに高い識見を有する委員長及び委員が、専門的知見に基づき中立公平な立場で独立して職権を行使するとされている原子力規制委員会の科学的、専門技術的知見に基づく合理的な判断に委ねる趣旨と解される。

エ 上記イで述べたところによれば、原子炉等規制法43条の3の6第1項2号（技術的能力に係る部分に限る。）、3号及び4号の要件適合性の有無に関する司法審査は、裁判所が白紙の状態から当該原子炉が安全か否かを原子力規制委員会と同一の立場に立って審理、判断する実体的判断代置方式によるべきではなく、原子力規制委員会が当該原子炉施設の位置、構造及び設備が原子炉等による災害の防止上支障がないものであること等を認めた専門技術的判断に不合理な点があるか

否かという観点から行われるべきである。

また、上記ウで述べたところによれば、同法43条の3の9第3項各号、43条の3の24第2項及び43条の3の32第5項の各要件適合性の有無に関する司法審査についても、原子力規制委員会が上記各要件の適合性を認めた専門技術的判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきである。

先に指摘したとおり、伊方最高裁判決が、裁判所の審理、判断は、原子力委員会及び原子炉安全専門審査会（当時）の「専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきである」と判示しているのは、上記と同旨のことをいうものと理解することができる。

(2) 専門技術的裁量の具体的内容

以下では、まず、原子炉設置（変更）許可処分を例として、原子力規制委員会の専門技術的裁量の具体的内容について述べた上で（後記アないしウ）、工事計画認可処分、高経年化対策制度に係る保安規定変更認可処分及び運転期間延長認可処分においても、原子炉設置（変更）許可処分の場合と同様に、原子力規制委員会の専門技術的裁量が認められることについて述べる（後記エ）。

ア 上記(1)で述べたとおり、原子炉等規制法は、原子炉設置（変更）許可処分をする原子力規制委員会に専門技術的裁量を認めていると解される。

そして、ここでいう原子力規制委員会の専門技術的裁量をより具体的にいえば、①具体的な安全審査の基準あるいは判断基準の策定についての専門技術的裁量と、②原子炉等規制法43条の3の8第2項で準用される同法43条の3の6第1項2号（技術的能力に係る部分に限る。）、3号及び4号所定の要件該当性の認定判断における専門技術的裁量、すなわち、どのような根拠に基づき、どのような判断を経て、その要件を充足するとの結論に達するかについての裁量とをいうものと解される（高橋利文・最高裁判所判例解説民事篇（平成4年度）415、416ページ）。

イ 上記①については、原子炉等規制法43条の3の6第1項4号が原子炉設置(変更)許可処分の基準として「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」という抽象的な許可基準を定めるにとどめたのは、原子炉設置(変更)許可の際に問題とされる事柄が極めて複雑で、高度の専門技術的事項に係るものであり、しかも、それらに関する技術及び知見が不断に進歩、発展、変化することから、この許可要件について法律をもってあらかじめ具体的かつ詳細な定めをしておくことは、かえって判断の硬直化を招き適切でないことから、その審査基準の具体的内容については原子力規制委員会が下位の法令である規則において定めることを是認し、これを原子力規制委員会の専門技術的裁量に委ねる趣旨であると解される。

ウ また、上記②については、発電用原子炉施設は、高度の科学技術及び知見を動員して作られた極めて複雑な技術体系を有するものであり、これに係る安全性の判断は、特定の専門分野のみならず、関連する多くの専門分野の専門技術的知見、実績、学識及び経験等を結集した上での総合的判断の上に成り立つものであり、しかも、この安全性を適切に判断するためには、その時点において確定不可能な将来の予測に係る事項についての対策の相当性に関する判断まで行うことが求められるのであるから、その安全性の判断は極めて複雑多岐にわたる事項についての審査を経た上でされるものである。このような原子炉等規制法43条の3の6第1項2号(技術的能力に係る部分に限る。)、3号及び4号の要件に関する判断過程の構造等からすれば、その要件充足性についての判断過程についても、原子力規制委員会の専門技術的裁量を認めざるを得ないのである。

エ 上記アないしウで原子炉設置(変更)許可処分について述べたことは、工事計画認可処分、高経年化対策制度に係る保安規定変更認可処分及び運転期間延長認可処分についても、同様に妥当する。

すなわち、原子炉等規制法が、同法43条の3の9第3項2号、同法43条の3の32第5項等において、その審査基準として、原子力規制委員会の定める基準に適合するものであることというような抽象的な基準を定めるにとどめていること、上記各認可における判断は、設置（変更）許可処分と同様、極めて複雑多岐にわたる事項についての審査を経た上でなされるものであることなどからすれば、上記各認可処分のいずれについても、①具体的な審査の基準あるいは判断基準の策定について専門的技術的裁量が認められ、また、②その要件充足性についての判断過程についても、原子力規制委員会の専門技術的裁量が認められているというべきである。

4 伊方最高裁判決のいう「被告行政庁の判断に不合理な点がある」と認められるための具体的要件

(1) 「被告行政庁の判断に不合理な点がある」と認められるための具体的要件に関する伊方最高裁判決の判示内容

前記1（6ページ）のとおり、伊方最高裁判決は、原子炉設置許可処分の取消訴訟においては、「被告行政庁の判断に不合理な点があるか否か」という観点から、裁判所の審理、判断が行われるべきであるとしている。具体的には、「現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。」と判示している（民集46巻7号1182及び1183ページ）。

なお、原子力委員会又は原子炉安全専門審査会（当時）が行っていた調査審議及び判断並びにそれに基づき処分行政庁が行っていた判断については、現在では原子力規制委員会の行う審査及び判断に一元化されているため、上記要件

における「原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会」は、「原子力規制委員会」と置き換えられることになる。

(2) 「調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点がある」ることについて

ア 伊方最高裁判決は、同判決に係る設置許可処分当時の原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号が、原子炉設置許可申請者が発電用原子炉の設置等に必要な技術的能力を有すること、発電用原子炉の位置、構造及び設備が核燃料物質等又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものであることを設置許可の基準と定めた趣旨について、「原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力並びに申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにあ

る」と判示している（民集46巻7号1181ページ）。

イ そして、「具体的審査基準」は、上記の趣旨に基づく原子炉等規制法24条1項4号等（当時）の基準に適合するかどうかを原子力委員会等が調査審議するために用いられるものであるから、伊方最高裁判決の判示する「具体的審査基準に不合理な点がある」とは、当該具体的審査基準の内容が、現在の科学技術水準（この意味については後記(4)で詳述する。）からみて、これによったのでは、発電用原子炉施設の安全性を確保し、原子炉事故等によって

発電用原子炉施設の従業員や周辺住民の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなどの深刻な災害を防止することが困難であると認められる点がある場合をいうと解すべきである。伊方最高裁判決の調査官解説も、「具体的審査基準に不合理な点があ」とは、「具体的審査基準が、現在の科学技術水準からみて、原子炉事故等による災害の防止を図る上で不合理なものであり、これに拠った安全審査が不合理であると認められる場合には、被告行政庁の判断に不合理な点があることとな」として、上述したところに沿う指摘をしているところである（前掲高橋422ページ）。

(3) 「調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があ」ることについて

ア 伊方最高裁判決の示す要件である「調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があ」る場合とは、そのような審査によった原子力規制委員会の判断に合理性がなく、原子炉等規制法43条の3の6第1項4号等の基準に適合しないと判断される場合にほかならないから、その意義をいかに解するかは、同号等の趣旨を踏まえて検討すべきである。

前記(2)のとおり、伊方最高裁判決に係る設置許可処分当時の原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号の趣旨は、発電用原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、発電用原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射性物質によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることに鑑み、上記災害が万が一にも起こらないようにするため、申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から十分な審査を行わせることにあり、かかる趣旨は、現在の原子炉等規制法43条の3の6第1項4号等についても同様であると解される。かかる趣旨に照らせば、「調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、

欠落がある」場合とは、原子力規制委員会の審査及び判断の過程に、認定評価の誤りがあつたり、考慮すべき事項が考慮されなかった結果、当該原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針において、上記のような深刻な災害を引き起こす事態を防止するために必要な防護措置、安全対策が講じられていないにもかかわらず、これが見過ごされ、その基本設計どおりの発電用原子炉施設を将来設置し、運転させた場合には、重大な原子炉事故等が起こる可能性が高いと認定判断される場合をいうと解すべきである。

イ この点に関し、伊方最高裁判決の調査官解説が、「本判決(引用者注：伊方最高裁判決)が、安全審査・判断の過程に『看過し難い過誤、欠落』があると認められる場合に限って、原子炉設置許可処分が違法となると判示しているのは、安全審査・判断の過程に過誤、欠落があつたとしても、それが軽微なものであつて重大なものでない場合には、これにより直ちに、多角的、総合的な判断である被告行政庁の判断が不合理なものとなるものでないという趣旨であろう。」(前掲高橋423ページ)としているのも、上記のような重大な事故の発生を防止するために必要な防護措置、安全対策が講じられているかどうかを問題とする趣旨であると解される。

そうすると、審査及び判断の過程に仮に過誤、欠落があつたとしても、上記の重大な事故の発生を防止する上で必要な防護措置、安全対策が講じられていることが審査において確認されており、「災害の防止上支障がないもの」であること(原子炉等規制法43条の3の6第1項4号)が認められる場合には、これを「看過し難い」もの(前掲高橋のいう「重大なもの」とは評価し得ないというべきである。

(4) 「現在の科学技術水準に照らし」の意味について

ア 具体的審査基準の不合理性の有無並びに原子力規制委員会のした審査及び判断の過程の看過し難い過誤、欠落の有無について、現在の科学技術水準に照らして判断する理由

伊方最高裁判決は、前記1（6ページ）のとおり、審査に用いられた具体的審査基準に不合理な点があるか否か、あるいは具体的審査基準に適合するとした審査及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否かを、いずれも「現在の科学技術水準に照らし」て判断すべきである旨判示している。

この点、行政処分後にその取消訴訟が提起され、判決までの間に事実状態の変更や法令の改廃があった場合、処分時の法及び事実状態を基準に当該行政処分の違法性の有無を判断するのが原則である（最高裁昭和28年10月30日第二小法廷判決・行裁例集4巻10号2316ページ）。

もっとも、具体的審査基準の不合理性や審査及び判断の過程の過誤、欠落をどの時点の科学技術水準により判断すべきかは、科学的経験則の問題であり（前掲高橋423ページ）、取消訴訟の違法性の判断基準時の問題とは区別されるべきである。すなわち、経験則とは、経験から帰納的に得られた事物に関する知識や法則をいい（中野貞一郎ら編「新民事訴訟法講義 [第2版補訂2版]」284ページ）、客観的に存在するものであって、事実審の口頭弁論終結時までの間に、科学的経験則が新たに成立するという関係にはなく、それは、既に客観的に存在していた科学的経験則が新たに発見されただけのことである。そうすると、原子炉設置（変更）許可処分の適否が問題とされる訴訟では、当該設置（変更）許可処分後、事実審の口頭弁論終結時までの間に、新たな科学的経験則が明らかとなり、裁判所がそれを認識するに至った場合は、事実の認定やその評価に当たり、それを基準に判断することも許されるというべきである。

イ 科学的経験則の内容とその認定の在り方

科学的経験則を含む経験則は、経験から帰納された事物に関する知識や法則にほかならないから、事実そのものと異なって一般的通用性を持つものでなければならない（伊藤眞「民事訴訟法 [第4版補訂版]」336ページ参照）。

そして、事実認定の証明度は、適用される経験則の蓋然性の程度に大きく左右されるから、科学的かつ専門的な経験則については、「専門家の学界や学説

の中でその発生機序などがどの程度確立しているものかを検討した上で、事案にあてはめていく（中略）。いわば『経験則』としての確立度、確からしさを見極めることが必要」である（加藤新太郎編「民事事実認定と立証活動 第I巻」348及び349ページ参照）。

ところで、自然科学の分野における証明とは、その性質上、仮説に対して実験や調査、検証を経ながら一定の科学共同体の中で徐々に創り出されていくものにほかならない。今日では、地震、津波及び火山等の種々の分野において、極めて多数の科学論文が発表されているが、こうした科学論文において示された種々の知見を検討するに当たっては、当該論文自体の内容に照らし、示された結論が合理性を有するか否か、当該論文において示された知見が仮説であるのか、又は実証された確定的知見であるのかを見極める必要がある。すなわち、ある科学的知見が単なる仮説を超えた科学的経験則と認識されるには、当該科学的知見が事実の存在を高度の蓋然性をもって証明するに足りる程度の確立した内容のものであることが必要である。この点、設置法1条も、「原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定」（傍点は引用者）することを目的とする旨規定しているところである。

そうすると、裁判において事実認定や事実評価に用いことができる科学的経験則とは、当該科学的知見が確立された国際的な基準となり得るだけの確実性、普遍性をもった科学的知見と認められることが必要であると解すべきである。

この点、伊方最高裁判決の調査官解説が、「従来の科学的知識の誤りが指摘され、従来の科学的知識に誤りのあることが現在の学界における通説的見解となったような場合には、現在の通説的見解（これが当該訴訟において用いられるべき科学的経験則である。）により判断すべきであろう。」（傍点は引用者）としているのも（前掲高橋423ページ）、これと同様の理解によるものと解

される。

以 上

(別紙)

段階的安全規制

(段階)	(原子炉施設の状態)	(事業者の申請)	(原子力規制委員会の許認可等)
設計段階	着工前(施設の変更を含む)	原子炉設置(変更)許可の申請 基本設計	原子炉設置(変更)許可
		工事計画認可の申請 詳細設計	工事計画認可
	着工		
		保安規定認可の申請	保安規定認可
			使用前検査
運転段階	運転開始		保安検査
			施設定期検査 等
	運転開始から30年	高経年化対策制度に係る保安規定変更認可申請	保安規定変更認可
	運転開始から40年(運転期間を延長する場合)	高経年化対策制度に係る保安規定変更認可申請	保安規定変更認可
運転期間延長認可の申請		運転期間延長認可	
廃止措置段階	使用の終了	廃止措置計画認可の申請	廃止措置計画認可
	廃止措置の完了	廃止措置終了確認の申請	廃止措置終了確認

略称語句使用一覧表

事件名 名古屋地方裁判所 平成28年(行ウ)第49号, 同第134号, 同第157号
 高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件
 原告 河田昌東 ほか110名

略語	準備書面 (5) 別紙1番号	書証番 号	全文	定義
数字				
2号要件			「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力(中略)があること」	第5準備書面 38 P
3号要件			「その者に重大事故(中略)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」	第5準備書面 38 P
4号要件			「発電用原子炉施設の位置, 構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」	第5準備書面 36 P
英字				
ACAガイド			独立行政法人原子力安全基盤機構『原子力発電所のケーブル経年劣化評価ガイド』(平成26年2月)	第7準備書面 85 P
JAEA			国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	第7準備書面 12 P
JEAC4201			一般社団法人日本電気協会『原子炉構造材の監視試験方法』(JEAC4201-2007[2013年追補版])	第7準備書面 82 P
JEAC4206			社団法人日本電気協会『原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法』(JEAC4206-2007)	第7準備書面 83 P
PRA			確率論的リスク評価	第7準備書面 47 P
SFP評価ガイド	(22)		実用発電用原子炉に係る使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(原規技発第13061916号)	第5準備書面 37 P
あ				
圧カスパイク			溶融炉心から冷却材への伝熱による水蒸気発生に伴う急激な圧力上	第7準備書面 55 P
い				
伊方最高裁判決			最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決(民集46巻7号1114ページ)	第8準備書面 6 P
う				
運転期間延長審査基準	(15)	ZB9	実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準(原管P発第1311271号)	第5準備書面 42 P
か				

外部火災ガイド	(18)		原子力発電所の外部火災影響評価ガイド(原規技発第13061912号)	第5準備書面 37 P
火災感知設備			早期に火災発生を感知する設備	第7準備書面 41 P
火災防護基準	(11)	ZB6	実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(原規技発第1306195号)	第5準備書面 37 P
火山ガイド	(16)		原子力発電所の火山影響評価ガイド(原規技発第13061910号)	第5準備書面 37 P
関西電力 き			関西電力株式会社	答弁書 3 P
既許可申請			平成27年2月12日付け原規規発第1502121号をもって許可された高浜発電所3号炉及び4号炉に係る設置変更許可処分に係る許可申請	第7準備書面 30 P
技術基準規則	(3)	ZB4	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号。)	第2準備書面 10 P
技術基準規則解釈	(10)	ZB8	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第1306194号)	第5準備書面 40 P
基準地震動による地震力			耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第7準備書面 20 P
基準津波			設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	第7準備書面 33 P
キャスク			使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク	第7準備書面 43 P
行訴法			行政事件訴訟法	答弁書 4 P
居住性ガイド	(24)		実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(原規技発第13061918号)	第5準備書面 41 P
け				
原子力規制庁			原子力規制委員会原子力規制庁	第7準備書面 75 P
原子炉等規制法			核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書 3 P
原子炉等規制法施行令			核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令	第2準備書面 9 P
検討用地震			敷地に大きな影響を与えると予想される地震	第7準備書面 22 P
こ				
航空機衝突影響評価ガイド	(32)		実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイド(原規技発第1409178号)	第5準備書面 38 P
高経年化技術評価			経年劣化に関する技術的な評価	第2準備書面 8 P
高経年化対策実施ガイド	(39)		実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド(原管P発第1306198号)	第5準備書面 42 P
工場等			発電用原子炉を設置する工場又は事業所	第7準備書面 20 P
し				
地震ガイド	(26)		基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(原管地発第1306192	第5準備書面 37 P

施設定期検査			特定重要発電用原子炉施設(発電用原子炉施設であって核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるもの以外のものをいう。)について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、原子力規制委員会が行う検査(改正原子炉等規制法43条の3の15)	第5準備書面 45 P
実用炉則	(1)	ZB2	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。)	第2準備書面 8 P
地盤ガイド	(28)		基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド(原管地発第1306194号)	第5準備書面 38 P
重大事故等			重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故	第7準備書面 46 P
重大事故等防止技術的能力審査基準	(13)	ZB7	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(原規技発第1306197号)	第5準備書面 39 P
重要事故シーケンス			炉心の著しい損傷に至る重要な事故シーケンス	第7準備書面 47 P
消火設備			消火を行う設備(安全施設に属するものに限る。)	第7準備書面 41 P
浸水防止設備			浸水防止機能を有する設備	第7準備書面 27 P
せ				
設置許可基準規則	(2)	ZB3	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号。)	第2準備書面 10 P
設置許可基準規則解釈	(9)	ZB5	「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(原規技発第1306193号。平成26年4月16日、同年7月9日一部改正)	第5準備書面 37 P
設置法			原子力規制委員会設置法(平成24年6月27日法律第47号)	第5準備書面 18 P
そ				
想定する格納容器破損モード			必ず想定する格納容器破損モード及び個別プラント評価により抽出した格納容器破損モード	第7準備書面 48 P
た				
代替材料			不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの	第7準備書面 42 P
大規模損壊			大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊	第7準備書面 69 P
耐震工認審査ガイド	(29)		耐震設計に係る工認審査ガイド(原管地発第1306195号)	第5準備書面 41 P

耐震重要度			地震により発生するおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度	第7準備書面 25 P
耐津波工認審査ガイド	(30)		耐津波設計に係る工認審査ガイド(原管地発第1306196号)	第5準備書面 41 P
高浜発電所1号炉			関西電力高浜発電所1号炉	答弁書 3 P
高浜発電所2号炉			関西電力高浜発電所2号炉	答弁書 3 P
高浜発電所3号炉			関西電力高浜発電所3号炉	第7準備書面 18 P
高浜発電所4号炉			関西電力高浜発電所4号炉	第7準備書面 18 P
竜巻ガイド	(17)		原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(原規技発第13061911号)	第5準備書面 37 P
ち				
地質調査ガイド	(25)		敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド(原管地発第1306191号)	第5準備書面 37 P
長期保守管理方針			高経年化技術評価の結果に基づき、10年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針	第2準備書面 8 P
つ				
津波ガイド	(27)		基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド(原管地発第1306193号)	第5準備書面 38 P
津波監視設備			敷地における津波監視機能を有する施設	第7準備書面 27 P
津波防護施設			津波防護機能を有する設備	第7準備書面 27 P
て				
定期安全管理審査			定期事業者検査の実施に係る体制について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期に、原子力規制委員会が行う審査(改正原子炉等規制法43条の3の16第4項)	第5準備書面 46 P
定期事業者検査			特定発電用原子炉施設(発電の用に供する原子炉、その原子炉を格納するための容器その他の発電用原子炉施設であって原子炉本体や原子炉冷却系統施設など原子力規制委員会規則で定めるものをいう。)について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期的に、事業者自らが行う検査(改正原子炉等規制法43条の3の16第1項)	第5準備書面 45 P
と				
東京電力			東京電力株式会社	第3準備書面 8 P

特重ガイド	(31)		実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド(原規技発第1409177号)	第5準備書面 38 P
特別点検			申請に至るまでの間の運転に伴い生じた発電用原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検	第8準備書面 10 P
な				
内部溢水ガイド	(19)		原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド(原規技発第13061913号)	第5準備書面 40 P
内部火災ガイド	(20)		原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(原規技発第13061914号)	第5準備書面 40 P
ね				
燃料体			発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質	第5準備書面 43 P
燃料体技術基準規則	(5)		実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第7号)	第5準備書面 44 P
ひ				
被告第2準備書面			被告の平成28年10月19日付け第2準備書面	第5準備書面 25 P
評価事故シーケンス			格納容器の破損に至る重要な事故シーケンス	第7準備書面 47 P
品質管理基準規則	(4)		実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第8号)	第5準備書面 40 P
品質管理基準規則解釈	(12)		実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第1306196号)	第5準備書面 40 P
ふ				
福島第一原子力発電所			東京電力福島第一原子力発電所	第3準備書面 8 P
福島第一原発事故			平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故	第3準備書面 8 P
へ				
平成24年改正前原子炉等規制法			設置法附則15条ないし18条の規定による改正前の原子炉等規制法	第5準備書面 19 P
平成24年改正前電気事業法			平成24年法律第47号による改正前の電気事業法	第5準備書面 29 P
ほ				
保安規定審査基準	(14)	ZB10	実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準(原規技発第	第5準備書面 41 P
保守管理に関する方針			延長しようとする期間における発電用原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針	第8準備書面 10 P
本件訴え変更申立書			原告らの平成28年8月5日付け訴えの変更申立書	第2準備書面 4 P

本件運転期間延長認可処分			本件各原子炉の運転期間延長認可処分	答弁書 3 P
本件各原子炉			高浜原子力発電所1号炉及び2号	答弁書 3 P
本件各原子炉施設			本件各原子炉及びその付属施設	答弁書 3 P
本件各処分			本件運転期間延長認可処分, 本件設置変更許可処分, 本件工事計画認可処分及び本件保安規定変更認可処分	答弁書 3 P
本件工事計画認可処分			本件各原子炉施設の工事計画認可処分	答弁書 3 P
本件設置変更許可処分			本件各原子炉の設置変更許可処分	答弁書 3 P
本件設置変更許可申請			参加人が平成27年3月17日付けで原子力規制委員会に対してした, 原子炉等規制法43条の3の8第1項の規定に基づき, 同法43条の3の5第2項5, 8ないし10号に掲げる事項の変更についての許可の申請(平成28年1月22日付け, 同年2月10日付け及び同年4月12日付けで申請内容の一部を補正したもの)	第7準備書面 18 P
本件保安規定変更認可処分			本件各原子炉の保安規定変更認可処分	答弁書 3 P
もんじゅ最高裁平成17年判決			最高裁判所平成17年5月30日第一小法廷判決(民集59巻4号671ページ)	第8準備書面 9 P
ゆ				
有効性評価ガイド	(21)	ZB7	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(原規技発第13061915号)	第5準備書面 37 P
よ				
要求事項			実用炉規則第113条第2項第2号に掲げる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果, 延長しようとする期間において, 同評価の対象となる機器・構造物が下表に掲げる要求事項	第7準備書面 78 P
溶接安全管理審査			溶接事業者検査の実施に係る体制について, 原子力規制委員会規則で定めるところにより, 原子力規制委員会規則で定める時期に, 同委員会が行う審査(改正原子炉等規制法43条の3の13第3項)	第5準備書面 44 P
溶接事業者検査			発電用原子炉に係る原子炉容器等の溶接について, 原子力規制委員会規則に従って, 事業者自らが行う検査(改正原子炉等規制法43条の3の13第1項及び第2項)	第5準備書面 44 P
り				
立地審査指針			「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」	第3準備書面 35 P
れ				

劣化状況評価		延長しようとする期間における運転に伴い生ずる発電用原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価	第8準備書面 10 P
る			
炉心		発電用原子炉の炉心	第7準備書面 19 P